

## ○パワー・ハラスメントの防止等に関する規則

(2022年3月23日制定)

### (目的)

第1条 この規則は、パワー・ハラスメントが、基本的人権を侵害する行為であることから、東京弁護士会（以下「本会」という。）の弁護士会員及び外国法事務弁護士特別会員（以下「会員等」と総称する。）がパワー・ハラスメントを行うことを防止し、もって、本会内の良好な職場環境並びに本会及び会員等の品位及び信用を維持確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において「パワー・ハラスメント」とは、職務上の地位、人間関係等の優位性を背景に、業務上適正な範囲を超えて、精神的又は身体的な苦痛を与える言動であって、それに対する対応によって業務遂行上一定の不利益を与えるもの又は就業環境を悪化させるものをいう。

### (パワー・ハラスメントの禁止)

第3条 会員等は、会員等の事務所における活動、本会、日本弁護士連合会及び関東弁護士連合会における会務活動その他の職務に関する一切の活動において、パワー・ハラスメントをしてはならない。

2 会員等は、パワー・ハラスメントのない良好な業務又は職場環境を整えるよう努めなければならない。

### (不利益取扱いの禁止)

第4条 会員等は、パワー・ハラスメントについて、拒否、抗議、第8条に規定する苦情相談（以下「苦情相談等」という。）の申出その他の正当な対応をした者に対し、正当な対応をしたことを理由として賃金、任用その他についていかなる不利益な取扱いもしてはならない。苦情相談等の調査に協力した者に対しても、同様とする。

### (指針の策定及び周知)

第5条 会長は、会員等によるパワー・ハラスメントの発生を防止するため、会員等が認識すべき事項等に関する指針を策定し、これを会員等に周知しなければならない。

### (パワー・ハラスメントの防止及び指導等)

第6条 会長は、パワー・ハラスメントを未然に防止するよう努めなければならない。

2 会長は、必要と認めるときは、会員等への指導その他パワー・ハラスメントに起因する問題の迅速な処理に当たらなければならない。

### (研修)

第7条 会長は、会員等に対する新規登録弁護士研修及び倫理研修を実施する際に、パワー・ハラスメントの防止に関する事項を含めなければならない。

- 2 各年度の会長及び副会長は、就任に際し、パワー・ハラスメントの防止に関する研修を受けなければならない。

(苦情相談等の申出)

第8条 会員等から第3条第1項に規定する活動においてパワー・ハラスメントを受けた者(会員、司法修習生、本会の職員等をいう。)は、次に掲げるいずれかの方法により苦情相談等の申出をすることができる。

(1) ハラスメント相談窓口への申出

(2) 性を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則(以下「性を理由とする差別的取扱い等防止規則」という。)第8条の相談員(以下「相談員」という。)への申出

(3) 第10条の外部専門相談員(以下「外部専門相談員」という。)への申出

- 2 前項第1号の規定により苦情相談等の申出があったときは、性を理由とする差別的取扱い等防止規則第10条第1項のハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)の委員長(以下「委員長」という。)は、同規則第8条第1項の相談員名簿(以下「相談員名簿」という。)に基づき、苦情相談等の申出をした者(以下「相談者」という。)の希望を考慮して、担当相談員2名以上を指名し、担当相談員は速やかに相談を行うものとする。

- 3 相談者は、担当相談員に公正を妨げるべき事情があると考えるときは、委員長に担当相談員の変更を求めることができる。担当相談員は、苦情相談等の申出について自らが当事者又は関係者である事案であることが判明したときは、当該苦情相談等の担当を回避しなければならない。

- 4 委員長は、苦情相談等の申出について担当相談員が当事者又は関係者であるとき、その他公正を妨げるべき事情があると判断したときは、当該担当相談員を別の相談担当相談員に交代させなければならない。

(情報提供に基づく苦情相談等)

第9条 会員等によるパワー・ハラスメントを発見した者は、口頭、文書その他適当な方法により、前条第1項各号に掲げる機関に対し、当該パワー・ハラスメントを通報することができる。

- 2 前項に規定する通報を受けた者は、委員長に報告を行う。委員長は、当該パワー・ハラスメントを受けたとされる者(会員、司法修習生、本会の職員等をいう。以下同じ。)に対して苦情相談等の申出の利用を促すか否かを判断し、利用を促す場合は、相談員を通じて苦情相談等の申出の意向の有無を確認する。相談員は、その結果を委員長に報告する。

- 3 前項の規定により苦情相談等の申出があったときは、前条の規定により相談を行う。(外部専門相談員への苦情相談等)

第10条 相談員に対する相談に代えて、相談者は、本会が委託する外部相談窓口において、外部専門相談員に対して、苦情相談等の申出を行うことができる。

(担当相談員等の任務、苦情相談等の申出方法及び相談員名簿の周知)

第11条 担当相談員及び外部専門相談員（以下「担当相談員等」という。）の任務については性を理由とする差別的取扱い等防止規則第9条の規定を、苦情相談等の申出方法及び相談員名簿の周知については同規則第9条の2の規定を準用する。

(調査申立て及び措置等)

第12条 委員会の組織、相談者による委員会に対する調査申立て（以下「調査申立て」という。）及び委員会の任務については性を理由とする差別的取扱い等防止規則第10条及び第11条の規定を、会長による措置については同規則第12条の規定を、調査申立てに係る記録の保管等については同規則第15条の規定を準用する。

(相談員及び調査担当委員が留意すべき指針の策定)

第13条 会長は、苦情相談等の相談に当たって相談員及び調査担当委員が留意すべき事項に関する指針を作成し、相談員及び調査担当委員は、苦情相談等への対応に当たっては、指針に沿って、これを行うものとする。

(秘密保持)

第14条 担当相談員等及び担当事務局は、懲戒手続等正当な理由がある場合のほか、苦情相談等への対応の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。退任後も、同様とする。

(副会長及び副委員長の代行)

第15条 副会長及び委員会の副委員長の代行については、性を理由とする差別的取扱い等防止規則第16条の規定を準用する。

(運営管理等)

第16条 この規則による苦情相談制度の運営管理（同制度及び相談員名簿の周知を含む。）並びにパワー・ハラスメント防止に関する研修及び企画は、委員会が行う。

2 前項に規定する事項を行うため、委員会を3か月に1回程度開催する。

(細則)

第17条 この規則を実施するために必要な事項は、会長が別に定めることができる。

## 附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（2022年4月14日）から施行する。